

○財務省告示第百号

民法の一部を改正する法律（平成三十年法律第五十九号）の施行に伴い、及びたばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第四十条第二項の規定に基づき、製造たばこに係る広告を行う際の指針の全部を改正する件（平成十六年三月財務省告示第百九号）の一部を次のように改正する。

令和四年四月一日

財務大臣 鈴木 俊一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>近年のたばこ健康をめぐる国民の意識の高まり、世界保健機関（WHO）におけるたばこ規制枠組条約の採択、主要国のたばこに関する規制の状況など、喫煙をとりまく環境は大きく変化している。</p> <p>これらの点を踏まえ、製造たばこに係る広告（以下、「たばこ広告」という。）を行う者が、より一層、<u>二十歳未満の者の喫煙防止</u>及び製造たばこ（以下、「たばこ」という。）の消費と健康との関係に配慮するとともに、たばこ広告を過度にわたらないように行うことを目的として、旧指針を改正し、ここに新たな指針を定めるものである。</p> | <p>近年のたばこ健康をめぐる国民の意識の高まり、世界保健機関（WHO）におけるたばこ規制枠組条約の採択、主要国のたばこに関する規制の状況など、喫煙をとりまく環境は大きく変化している。</p> <p>これらの点を踏まえ、製造たばこに係る広告（以下、「たばこ広告」という。）を行う者が、より一層、<u>未成年者の喫煙防止及び製造たばこ</u>（以下、「たばこ」という。）の消費と健康との関係に配慮するとともに、たばこ広告を過度にわたらないように行うことを目的として、旧指針を改正し、ここに新たな指針を定めるものである。</p> |

一 全体的指針

たばこ広告を行う際には、二十歳未満の者の喫煙防止に十分配慮し、広告が過度にわたり幅広く積極的に喫煙を勧めることのないよう留意しなければならない。また、たばこの健康に及ぼす悪影響に関する情報を適切に提供することにより、個人が自己責任において喫煙を選択するか否かを判断するための環境整備に資するよう心がけなければならない。

このような考え方にに基づき、以下の点に沿ってたばこ広告等を行うものとする。

(1) 二十歳未満の者の喫煙防止への配慮

二十歳未満の者の喫煙防止の必要性を十分勘案した上で広告場所を選ぶなど、広告方法に配慮すること。また、たばこ広告の内容についても二十歳未満の者の注意を惹くことがなく、二十歳未満の者を対象としないものとするともに、二十歳未満の者の喫煙が禁止されていることについて注意を喚起すること。

一 全体的指針

たばこ広告を行う際には、未成年者の喫煙防止に十分配慮し、広告が過度にわたり幅広く積極的に喫煙を勧めることのないよう留意しなければならない。また、たばこの健康に及ぼす悪影響に関する情報を適切に提供することにより、個人が自己責任において喫煙を選択するか否かを判断するための環境整備に資するよう心がけなければならない。

このような考え方にに基づき、以下の点に沿ってたばこ広告等を行うものとする。

(1) 未成年者の喫煙防止への配慮

未成年者の喫煙防止の必要性を十分勘案した上で広告場所を選ぶなど、広告方法に配慮すること。また、たばこ広告の内容についても未成年者の注意を惹くことがなく、未成年者を対象としないものとするともに、未成年者の喫煙が禁止されていることについて注意を喚起すること。

〔2〕(4) 略

二 媒体等広告方法別の指針

前号に掲げる指針を踏まえた上で、以下の点に沿って媒体等広告方法別にたばこ広告等を行うものとする。

(1) テレビ、ラジオ及びウェブサイト等におけるたばこ広告

二十歳以上の者のみを対象とすることが技術的に可能な場合を除き、行わないこと。

(2) 新聞紙及び雑誌その他の刊行物におけるたばこ広告

主として二十歳以上の者の読者を対象としたものを行うこととし、その場合において、日刊新聞紙については、その影響力に鑑み、広告方法等に配慮すること。

(3) はり札、看板及び建物その他の工作物等（電車及び自動車の車両等を含む。）

に掲出され又は表示されるたばこ広告  
たばこの販売場所、喫煙所又は二十歳

〔2〕(4) 同上

二 媒体等広告方法別の指針

前号に掲げる指針を踏まえた上で、以下の点に沿って媒体等広告方法別にたばこ広告等を行うものとする。

(1) テレビ、ラジオ及びウェブサイト等におけるたばこ広告

成人のみを対象とすることが技術的に可能な場合を除き、行わないこと。

(2) 新聞紙及び雑誌その他の刊行物におけるたばこ広告

主として成人の読者を対象としたものを行うこととし、その場合においても、日刊新聞紙については、その影響力に鑑み、広告方法等に配慮すること。

(3) はり札、看板及び建物その他の工作物等（電車及び自動車の車両等を含む。）

に掲出され又は表示されるたばこ広告  
たばこの販売場所、喫煙所又は成人の

以上の者のみが利用する場所において行うこと。

(4) 見本たばこ、チラシ、カタログ及びパンフレット等の配布

二十歳以上の者に限定して行うこと。

また、郵送等による場合を除き、たばこの販売場所、喫煙所又は二十歳以上の者のみが利用する場所において行うこと。

(5) 販売促進企画（販売促進物品の提供及び懸賞キャンペーンその他の催し等を行う。）

二十歳以上の者を対象としたものに限って行うこと。

(6) 後援（スポンサーシップ）

出場者及び運営に従事する者がすべて二十歳以上の者であり、かつ主として二十歳以上の者を対象とした催し等に限定して行うこと。また、放送（インターネットによる通信を含み、二十歳以上の者のみを対象とすることが技術的に可能な場合を除く。）を目的とした催し等に對

みが利用する場所において行うこと。

(4) 見本たばこ、チラシ、カタログ及びパンフレット等の配布

成人に限定して行うこと。また、郵送

等による場合を除き、たばこの販売場所、喫煙所又は成人のみが利用する場所において行うこと。

(5) 販売促進企画（販売促進物品の提供及び懸賞キャンペーンその他の催し等を行う。）

成人を対象としたものに限って行うこと。

(6) 後援（スポンサーシップ）

出場者及び運営に従事する者がすべて成人であり、かつ主として成人を対象とした催し等に限定して行うこと。また、放送（インターネットによる通信を含み、成人のみを対象とすることが技術的に可能な場合を除く。）を目的とした催し等に對しては、行わないこと。

しては、行わないこと。

「三 略」

四 この指針の対象に含まれない広告

喫煙を促進しないような、企業活動の広告並びに喫煙マナー及び二十歳未満の者の喫煙防止等を提唱する広告については、この指針の対象に含まれない。

備考 表中の「」の記載は注記である。

「三 同上」

四 この指針の対象に含まれない広告

喫煙を促進しないような、企業活動の広告並びに喫煙マナー及び未成年者喫煙防止等を提唱する広告については、この指針の対象に含まれない。

附 則

この告示は、令和四年四月一日から施行する。